

令和6年8月9日

令和6年

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

上毛町農業委員会

上毛町農業委員会8月期定例総会議事録

1.日 時 令和6年8月9日（金） 午前9時00分

2.場 所 上毛町役場 大会議室

3.出席委員及び欠席委員

出席委員 18名

欠席委員 4名

●出席委員の氏名

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1番	古 原 修	○	15番	水 嶋 久 夫	○
2番	小林 博一	○	16番	矢 岡 洋	—
3番	河津 圭一	○	17番	前田辰次郎	欠
4番	別府 義一	○	18番	八ツ繁秀也	欠
5番	熊谷由美子	欠	19番	磯 田 三 好	○
6番	坪根 和男	○	20番	谷 上 重 行	○
7番	久保 博文	○	21番	松 川 清	○
8番	宮秋 伸一	欠	22番	山 本 直 子	○
9番	福田 政典	○			
10番	中森 博通	○			
11番	常慶 崇裕	○			
12番	久元ますみ	○			
13番	越原 幸治	○			
14番	宮本 健一	○			

●事務局

事務局長 野 添 雄 二 ○
林 充 彦 ○
向 本 泰 一 ○

4.議 案

- 議案第55号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第56号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について
 議案第57号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第60号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条(改正前)の規定による農用地利用集積計画の決定について
 議案第62号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定について
 議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について

5.その他

- ・担当地区について
- ・地域計画について
- ・農地パトロールについて
- ・今後の会議日程について
- ・次回日程 9月10日(火)

会議の経過

令和6年8月9日(金)午前9時00分開会

議長 みなさんおはようございます。

本日は、農業委員会8月期定例総会を開催いたしましたところ、委員のみなさまにおかれましては何かとご多用の中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

また、今回は改選後の委員全員が揃う最初の総会になりましたのですが、今のところまだ4名出席されておりません。ハツ繁委員、宮秋委員、熊谷委員、前田委員。

今回は私から左向きに自己紹介をしていただきますのでよろしくお願いします。

(自己紹介後)

事務局 ありがとうございます。今後ともよろしくお願いいたします。

議長 自己紹介終わりましたので只今から8月期定例総会を開催いたします。

上毛町農業委員会会議規則第6条の規定により、定足数に達していますので、ただ今から8月期定例総会を開催します。議事録署名委員の指名をいたします。

議席1番 古原委員、議席2番 小林委員を指名いたします。よろしくお願いします。

議案の審議に入る前に、事務局から議事の進行についての説明をお願い致します。

事務局 それでは議案の説明の前に、総会の審議等の進め方についてご説明を申し上げます。

総会資料の1ページをお開き下さい。

議事日程の第1、議事録署名委員の指名につきましては先ほど議長に説明していただきました。

議事録署名委員につきましては、14名の農業委員の方を議席順に毎回お2人ごと指名させていただき、欠席された場合は次の議席番号の方をお願いをさせていただきます。

議事録への署名は、次回の定例総会の際に事務局がお願いをいたしますのでその際によりしくお願い致します。

次に、今から日程第2としまして、各議案について審議を行っていただきます。

事務局から各議案の説明をさせていただいたのち、質疑等を行う時間を設けていただきます。

このときには、農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの皆様からご意見、ご質問をお伺いしますのでお願い致します。

その後、議案の採決を行いますが、この採決のときは農業委員の方のみ挙手による採決にご参加ください。

議案の採決は農業委員の方のみで行いますのでよろしくお願いいたします。

また、議案の審議にあたりましては、利害関係のある委員の方には、一時退席をお願いさせていただきますので、その際はご案内しますのでご承知おきください。

全ての議案の審議終了後に、この日程表でいいますとその他の項目について事務局からご説明、あるいは協議をお願いすることがございます。

その際の採決をお願いする際には、推進委員の方も一緒にお願いします。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

総会資料の2ページをお願いします。

議案第55号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

今期分については賃貸借権8件でございます。期間は3年、6年、8年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が7,930㎡です。

筆数は8筆で貸し手3名、借り手3名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当10,000円から13,000円となっております。

次のページに利用権設定等各筆明細一覧表をお付けしております。

それから、4ページの農業経営基盤強化促進法第18条調書のとおり、同法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第55号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 続きまして、議案第56号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは資料の5ページをお願いします。

議案第56号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてでございます。

農地中間管理事業による利用権の設定でございます。

今期分については賃貸借権28件でございます。

賃貸借分ですが、期間は5年、6年、10年となっております。

対象作物は水稻等でありまして、面積は田が37,234㎡、畑が1,065㎡です。

筆数は28筆で、貸し手10名、借り手7名となっております。

賃借料でございますが、現金で反当1,040円から14,300円、現物では35kgとなっております。

次のページに農地中間管理事業各筆一覧表をお付けしております。

それから、8ページの農業委員会意見書のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号等の各要件を満たしていると考えます。
これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。ご意見ご質問ありませんでしょうか。

(質疑なし)
無いようですので採決に入りたいと思います。
本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)
ありがとうございます。全会一致により議案第56号については、
原案のとおり可決決定されました。

議 長 続きまして、議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

〇〇委員は当事者でございますので、ご退席をお願いします。
(退席後)

事務局説明をお願いします。

事務局 はい、それでは資料の9ページをお願いします。

議案第57号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字土佐井63番、276番、地目はいずれも田で、面積は計4,792㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字土佐井の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付しておりますが、各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は11ページ、12ページのとおりでございます。

申請農地は、大字土佐井地内のほ場整備済の農地でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第57号については、原案のとおり可決決定されました。

事務局は〇〇委員を呼び戻してください。

(〇〇委員着席後)

議 長 続きまして、議案第58号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

〇〇〇〇〇〇〇〇〇本議案についての進行は越原職務代理者さんをお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(議長退席後)

職務代理 それでは事務局説明をお願いいたします。

事務局 では資料の13ページをお願いします。

議案第58号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字下唐原2092番1、2092番2、地目はいずれも田で、面積は計1,612㎡です。

所有権を移転する方は、福岡県農業振興推進機構で、所有権の移転を受ける方は、大字下唐原の〇〇さんです。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付をしておりますが、各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は15ページ、16ページのとおりです。

申請農地は、大字下唐原地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

職務代理 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第58号については、原案のとおり可決決定されました。
事務局は議長を呼び戻してください。

(議長着席後)

議長 続きまして、議案第59号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 では資料の17ページをお願いします。

議案第59号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字吉岡7番、中村380番、地目はいずれも田で、面積は計3,697㎡です。

所有権を移転する方は、中津市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付をしておりますが、各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は19、20ページのとおりでございます。

申請農地は、大字吉岡、大字中村地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第59号については、
原案のとおり可決決定されました。

議長 続きまして、議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 では資料の21ページをお願いします。

議案第60号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字八ツ並44番、111番、地目はいずれも田で、面積は計3,093㎡です。

所有権を移転する方は、福津市の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付をしておりますが、各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は23、24ページのとおりです。

申請農地は、大字八ツ並地内のほ場整備済の農地です。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第60号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 続きまして、

議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 資料の25ページをお願いします。

議案第61号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

特例事業・農地売買等事業を活用した所有権移転でございます。

所有権を移転する農地は、大字西友枝2238番、地目は畑で、面積は計372㎡です。

所有権を移転する方は、大字成恒の〇〇さんで、所有権の移転を受ける方は、福岡県農業振興推進機構です。

次のページに農業経営基盤強化促進法第18条調書を添付をしておりますが、各要件を満たしていると考えます。

位置図、箇所図は27、28ページのとおりです。

申請農地は、大字西友枝地内のほ場整備済の農地でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第61号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 続きまして、議案第62号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 では資料の29ページをお願いします。

議案第62号農地法第3条の規定による許可申請に対する処分の決定についてでございます。

契約の種類は売買で、申請農地は大字下唐原2061番29、地目は田で、面積は20㎡です。

譲渡人は、下唐原の〇〇さんで、譲受人は、下唐原の〇〇さんです。

譲受人の権利取得後の経営農地面積は、5,160㎡です。

次の30ページに農地法第3条調書を添付をしております。

同法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

農地の位置図、箇所図は31、32ページのとおりです。

申請農地は、大字下唐原地内の未整備の農地でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、私が地区担当委員となっております。

事務局の説明のとおりでございます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致(賛成多数)により議案第62号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 続きまして、議案第63号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

事務局 では資料の33ページをお願いします。

議案第63号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定についてでございます。

申請農地は大字土佐井703番、地目は畑で、面積は351㎡です。

申請人は大字土佐井の〇〇さんで、理由としては種苗、農業用資材置場用地確保のためです。

一般基準としての転用の確実性については、事業計画書等により確実と思われます。

付近の農地に対する被害の有無については、隣接する農地は譲渡人の所有地であり、また、水利関係者の承諾も得ております。

農地の区分は第1種農地ですが、不許可の例外規定であります農業用施設に供する場合に該当することから、許可可能と判断をいたします。

農地の箇所図、位置図は34、35ページのとおりでございます。

申請農地は、大字土佐井地内の未整備の農地でございます。

これで説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。

本案件については、前任の奥野委員が地区担当委員となっておりますが事務局いかがでしょうか。

事務局 前任の奥野委員に確認をいたしましたところ、特に問題はないと伺っております。

議 長 質疑に入ります。何かご意見ご質問はありませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようですので採決に入りたいと思います。

本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(委員挙手)

ありがとうございます。全会一致により議案第63号については、原案のとおり可決決定されました。

議 長 以上で本日予定していた議案の審議は終わりました。

その他について事務局からお願いいたします。

事務局 はい、それではここからその他について説明をさせていただきます。

資料の36ページをお開きください。

委員の皆様の担当地区割表でございます。

上段の農業委員の方につきましては、7月22日に開催しました臨時総会で決定していただきましたとおりでございます。

最適化推進委員の方について、担当地区割案を記載をしておりますのでこちらで決定させていただいてよろしいかお伺いをいたします。

議長 委員の皆様、今のことについて何かご質問、ご意見ございませんか。

事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

では、事務局案のとおり決定しました。

事務局 次に進めさせていただきます。

地域計画につきましてご説明申し上げますので、農業委員会業務必携の冊子をお持ちの方は冊子の方を、農業委員さんにはこちらからコピーしたものをお配りしております。推進委員さんの方には業務必携をテーブルの方にお配りしておりますので、6ページをお開きください。

冊子の6ページもしくは、お手元にA3の資料の方をお配りしております。

それでは農業委員会業務必携の6ページ、こちらを中心にご説明申し上げます。

農業委員会における地域計画の策定の取組みについてでございますが、上毛町では、認定農業者の方、それから集落営農組織を中心として人・農地プランの中心となる経営体に位置付けております。

令和5年4月に農業経営基盤強化促進法等が施行されまして、これまで人農地プランの取組として行ってきた地域の話し合いが、法律に基づく取組みとなりまして、その名称も人農地プランから地域計画に改められました。

地域計画では、認定農業者の方や集落営農組織を中心に農業者や地域の皆さんの話し合いによって、農地一筆ごとに10年後に誰がどの農地を耕作するのかを示した目標地図を作成することとされております。

この地域計画の策定、とりわけ目標地図の作成にあたりまして資料の7ページの上段にありますように、地域の農業を誰よりも理解している農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様の関わりが不可欠となっております。そのため、農業委員会には行政と現場の架け橋となって現場の実態や意向を地域計画に反映させる役割というものが期待されております。

この役割について8ページをお開き下さい。

農業委員会は目標地図の素案作成と地域の話し合いへの参加、こちらが役割として求められております。

また、目標地図の作成にあたりましては、耕作者と所有者、借受希望者の調整等がすぐにつかない場合もありますが、この場合無理にまとめるのではなく、今後検討等とすることができます。

地域計画や目標地図は策定するのが目的ではなく、地域の農業をより良いかたちで続けていくための手段ですので、策定した後の継続した手入れが必要でございます。

続いて9ページ、すぐ右のページでございます。

9ページに地域計画策定の流れを示しております。

中ほどの地域の話し合い、協議の場では、現在の耕作者の方の状況を示した現況地図をもとに10年後の目標地図案を作成していただきます。

この協議の場に農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの皆様にご参加をいただき、地域農業の実態をご理解いただいている皆様のご意見を聞かせていただきたいと考えております。

本日この総会を借りてお願いをさせていただくものです。

今年度末の地域計画の公表に向けて、先行して1回目の協議を実施した地区もございますが、これから町内の全地域を対象に各2回以上の協議を行いまして目標地図をつくりたいと考えております。

先程申し上げましたように、この地区の協議には農業委員さん、農地利用最適化推進委員さんの皆様のご参加が必要になります。

開催する際にはご案内を送らせていただきますので、ぜひご参加をお願いします。

地域計画につきまして事務局からは以上でございます。

事務局長 今後ですね、8月の下旬から9月に当たってですね、今までまだ協議の場の設定のない箇所に関しましては、随時また進めて行くような形になりますので、農業委員さんの皆さんや最適化推進委員さんは、事前にご連絡させていただきますので、何卒ご協力のほどよろしくお願いいたします。

議長 委員の皆さんから何かございませんか。
よろしいですか。

(質疑なし)

事務局 次に農地パトロールについてご説明申し上げます。

総会資料の37ページをお願いします。

上毛町農地パトロール、利用状況調査実施要領でございます。

農業委員会の業務として、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、違反転用の防止に取り組むこととされております。

第2条にありますとおり、例年8月頃に実施しているところですが、今年度は委員の皆様の改選が行われたところですので実施状況や方法等について次回9月期の定例総会にて改めて提案させていただきたいと考えております。

恐れ入りますがよろしくお願いを致します。

なお、委員の皆様の毎月の、日ごろの業務として農地の見回りをお願いいたします。

これにつきましては、本日活動記録セットをお手元に配らせていただいた委員さんもらっしゃるかと思いますが、日ごろから農作業等で農地に行かれた際に、ご担当地区の農地について目を配っていただきまして、「〇〇地区の農地に異常がないことを確認した」という程度で十分でございますので、

それを活動記録簿に記入をしていただきまして、次回の定例総会の際に一旦事務局の方へ提出をお願いいたします。

事務局で集計をしまして、次の総会の際にお返しさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

繰り返してございますが、外出された際あるいはご自身の農地に出られた際に、ご担当地区の農地の状況を確認していただく程度で十分でございますので、月に10回を目安に記録をしていただき提出をしていただくようお願いをいたします。

議 長 報告の場合は、何日に行って異常なしということで良いのですか。

事務局 はい、結構です。記入例の載ったページが11ページにございます。

そこに書いてありますのが、自分の圃場に向かう途中「〇〇地区の圃場に異常がないことを確認した」これで十分でございます。これを毎月10日分のご提出をお願いいたします。

この紙は真ん中にミシン目が入っておりまして、切り取れるようになっております。

1枚表裏で4日分書けるようになっておりますので、利用していただきまして翌月の農業委員会の総会の時にご提出していただきましたら事務局で集計して翌月お返しをさせていただきます。

切り取ってご利用ください。足りなくなったら事務局の方におっしゃっていただきましたらコピーではございますがご用意しますのでお願い致します。

最後に今後の会議日程ですが、総会資料39ページのとおりでございます。

毎月、月末頃に開催通知をお送りさせていただきます。定例総会の開催日は毎月10日を基本としますが、前後する月もありますのでご注意ください。

来月は9月10日火曜日の開催でございます。

以上、事務局からのお知らせを終わります。

議 長 皆さんから何かございませんか。よろしいですか。
それではこれで8月期定例総会を終了いたします。
ありがとうございました。

令和6年8月9日 午前9時30分閉会